

最高裁秘書第3006号

令和元年6月11日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成31年4月4日付け（同月8日受付、最高裁秘書第1876号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

最高裁が、「岡口基一」と題するツイッターアカウント（岡口基一判事のなりすましであり、平成30年8月に登録されたもの）に関して作成し、又は取得した文書

2 開示しないこととした理由

1の文書の存否を答えることは、不開示情報である公にすると人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報（行政機関情報公開法第5条第6号ニに相当）を開示することとなるので、その文書の存否を答えることはできない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）